

令和7年度 ISO認証等取得費助成 募集要項

1 事業内容

区内企業の国内におけるISO認証およびプライバシーマーク認定の新規取得に要する経費の一部を助成します。

2 助成対象事業

ISO認証（ISO9001、ISO27001）の新規取得
プライバシーマーク認定の新規取得

3 助成額

ISO認証 最大60万円（助成率2/3）
プライバシーマーク認定 最大30万円（助成率2/3）

※1,000円未満切捨て

※1事業者あたり年度内に1申請限り

※複数の認証・認定にかかる経費を同時に申請可能ですが、あわせて最大60万円となります。それぞれについて上限額まで助成するものではありません。

4 申請期間

令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火） 午後5時必着

※申請件数等を考慮し、予算の範囲内で区が助成額を決定します。

5 申請要件

次の（1）～（11）に掲げる要件全てを満たすこと。

（1）中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、次の各項目に該当しないこと（みなし大企業でないこと）。

※一般社団法人、医療法人、NPO法人、宗教法人等は対象外です。

ア) 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ) 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上含めている法人

エ) 前述（ア）～（ウ）に掲げられるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者

（2）法人の場合は、品川区に本社もしくは主な事業所を有すること。個人事業主

- の場合は、品川区内に住民票上の住所または事業所所在地があること。
(履歴事項全部証明書または、税務署に提出した税務署受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写しにより、品川区内所在等が確認できること。)
- (3) 品川区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。(基準日：申請締切日)
 - (4) 法人事業税および法人住民税(個人事業者の場合は個人事業税及び住民税)を滞納していないこと。
 - (5) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
 - (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
 - (7) 品川区暴力団排除条例に規定する暴力団・暴力団員・暴力団関係者と密接な関係を有さないこと。
 - (8) 民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況でないこと。
 - (9) 品川区および他の公的機関(国、都道府県、市町村、中小企業振興公社等)から同一の内容(経費)で助成金等の資金支援を受けていないこと。
 - (10) 引き続き品川区内で事業を継続する意思があること。
 - (11) その他、区が指定する誓約事項に同意すること。

6 助成対象経費

次の(1)～(3)に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 「2 助成対象事業」の実施に要する、内部監査員養成等を目的とした講座・研修受講費用、コンサルティング費用、審査費用であること。
- (2) 事業の実施日および費用の支払日がともに令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間であること。
- (3) 請求書・領収書等により経費支払が確認できること。

7 助成対象外経費

- (1) コンサルティング費用のうち源泉徴収所得税
- (2) 取得予定の、もしくはすでに取得している認証・認定にかかる維持費(更新審査および更新にかかるコンサルティング費用含む)
- (3) 旅費、交通費、宿泊費
- (4) その他、対象事業にかかるものと区にて判断できない費用

8 申請にあたって

(1) 提出方法

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」にアクセスいただき、サイト内URLから「品川区電子申請サービス」へリンクしご申請いただきます。申請の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

(品川区電子申請サービストップページ)

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_initDisplay

(2) 電子申請の際の入力項目

- ア) 申請種別 (法人/個人事業主)
- イ) 【法人】 法人名
【個人】 個人名
- ウ) 【法人】 代表者肩書・氏名
【個人】 屋号
- エ) 郵便番号
- オ) 住所 (市区町村・番地・マンション名等)
- カ) 法人番号 (法人の場合のみ)
- キ) 創業年月
- ク) 品川に主たる事業所を設置した年月
- ケ) 業種
- コ) 資本金 (法人の場合のみ)
- サ) 従業員数
- シ) 担当者の氏名および所属、連絡先 (電話番号、メールアドレス)
- ス) 事業完了予定日
- セ) 申請する認証・認定
- ソ) 申請経費の種類
- タ) 助成対象経費額
- チ) 助成申請額

※入力項目は変更になる場合があります。

(3) アップロードいただく書類

- ① 事業実施計画書 (区指定様式)
- ② 経費内訳書 (区指定様式)
- ③ 助成対象事業の内容がわかる資料
 - ※講座・研修受講費用を含む場合は、当該講座・研修内容を記したパンフレット等
 - ※コンサルティング費用を含む場合は、当該コンサルティング契約書
- ④ 経費金額根拠書類
 - (ア) 申請時に経費支払・対象事業の実施ともに完了している場合
：原則、**請求書・領収書**の2点
 - (イ) 申請時に完了していない場合：**見積書**
※この場合、実績報告時に請求書・領収書等をご提出いただきます。
- ⑤ (法人) 履歴事項全部証明書
 - ※申請日より3か月以内に発行のものに限る
 - ※本社が品川区外の場合、あわせて「事業開始等申告書提出済証明書」も提出すること (都税事務所で発行かつ品川区の住所が記載のもの)。
- (個人) 開業届
 - ※税務署の受付印があるもの。電子申告の場合は受信通知 (メール詳細)をあわせて提出すること。
 - ※開業届がない場合は、「直近の確定申告書 (第一表)」で代替え可。

ただし税務署の受付印があるもの、もしくは電子申告における「受信通知（メール詳細）」の提出があること。

⑥（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書

※いずれも直近期の納付が確認できること。

（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税（または非課税）証明書

※個人事業税納税証明書は、令和6年度1・2期分両方の納税が確認できること。

※個人事業税が非課税の場合、住民税の証明書のみ提出

※住民税納税証明書は令和7年度1期分の納税が確認できること

※住民税納税（または非課税）証明書について、住民票上の住所が品川区外の場合は居住地用と事業所用の両方の提出が必要。

⑦ 誓約書（区指定様式）

（4）区指定様式の入手について

地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。（<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）

（5）留意事項

①提出資料の不備・不足による再提出は品川区電子申請サービスのマイページから行ってください。申請の進捗状況も同ページで確認が可能です。

②オンライン申請が困難で、郵送もしくは窓口持ち込みとなる場合には、「（3）アップロードいただく書類」に加えて、「品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）」および「提出書類チェックシート（区指定様式）」の提出が必要です。

③郵送もしくは窓口持ち込みで申請した場合、提出された書類・資料等はお返しできません。

④状況に応じ、必要書類として記載のないものを追加で提出いただく場合があります。

9 助成金交付決定額について

（1）申請総額が区の予算総額を上回った場合、予算額内におさまるよう調整率を設定し交付額を調整します。そのため、交付決定額は申請額より減額される場合があります。また、申請案件すべてが助成対象となるものではありません。

（2）交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告の検査終了後に助成金額が確定します。

（3）助成対象事業の内容および助成対象経費が20%以上変更する場合、または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ助成対象事業変更（中止）承認申請書（第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければなりません。

10 助成金交付決定後の手続き（実績報告）

(1) オンライン申請の時にご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする、交付決定についてのメール本文内に実績報告用のURLが記載されています。当該URLからオンラインで実績報告を行ってください。実績報告の際には、必要事項の入力および必要書類のアップロードが必要です。

(2) 実績報告時提出書類

① 完了報告書（区指定様式）

② 収支決算書（区指定様式）

③ 経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点。領収書の提出が困難な場合にのみ、振込の控え・通帳の写し・当座勘定照合表等で代替可）
※領収書に宛名、差出人名、日付の記載がないものは、領収書と認められません。

※クレジットカード払いの場合、上記に加えて「クレジットカードの利用明細」および「クレジットカードの口座引き落としがわかるページのコピー」も提出が必要です。その場合、当該経費分が申請事業者の口座から申請年度内に支払われていることが確認できなければ、助成対象外となります。

④ 事業実施内容がわかる報告書、資料（審査報告書、講座・コンサルティング受講時の資料、コンサルティング会社との取得までの進行表 など）

※状況により、上記以外の書類を追加でご提出いただく場合があります。

※紙で交付申請を行った場合は、実績報告も書面で行ってください。上記①～④に加えて「実績報告書（表紙）（区指定様式）」および「支払金口座振替依頼書（区指定様式）」も提出が必要です。

(3) 実績報告書類提出期限

令和8年3月6日（金）

※申請事業の実施・支払まで完了次第、上記の期限を待たずに速やかな提出をお願いします。期限近くに提出された場合、助成金の振込手続きにお時間を要する場合があります。

※令和8年3月6日（金）時点で申請事業の実施・支払が完了しない場合は、別途ご連絡ください。

(4) 実績報告の検査終了後、請求書（区指定様式）により助成金を請求していただきます。

11 助成金交付決定の取り消し

次の(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。（「12 助成金の返還」参照。）

(1) 申請年度の3月末日までに「4 申請要件」に掲げる要件から外れたとき。

(2) 助成金の交付決定に基づく手続及び命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。

12 助成金の返還

助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

13 その他

(1) 助成対象者の公表について

助成対象となった方については、企業名（個人事業主の場合は事業者氏名）、代表者名、所在地、電話番号、実施内容をホームページ、品川区広報紙等により公表する場合があります。

(2) 品川区からの再三の連絡にも関わらず、期日までに必要書類等の提出がない場合は、今後当課における申請を受けられない場合があります。

14 問い合わせ先・書類提出先

〒141-0033

品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階

品川区 地域振興部 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL：5498-6340（直通）

FAX：5498-6338

●地域産業振興課ホームページ「中小企業支援サイト」

<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu/820.html>